

下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第17回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

1 日時

平成17年9月9日(金)13:30～15:55

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

(委員)

大川真郎,奥田昌道(委員長),加賀美幸子,金子良隆,佐藤久夫,田尾健二郎,田中成明,戸松秀典,新村保子,堀野紀,米本昌平(敬称略)

(庶務)

園尾総務局長,戸倉審議官,中村総務局第一課長

(説明者)

山崎人事局長,堀田人事局任用課長

4 議題

(1)協議

- 平成17年10月の,経験3年未満の弁護士からの任官候補者について
- 平成17年10月の,修習終了後,実務経験を有しない任官候補者について
- 平成17年9月の出向からの復帰候補者について
- 平成18年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- 平成18年4月期の弁護士任官候補者について
- 平成17年度新任判事補候補者について

(2) 次回の予定について

5 議事

(1) 協議

協議に先立ち、退任した小貫委員の後任として金子委員が紹介された。

庶務から、前回の委員会以後の経過として、平成17年下半期の判事任命候補者、平成17年10月期の弁護士任官候補者、平成17年8月及び9月の出向からの復帰候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと、平成17年上半期の判事補から判事への任命・再任候補者のうち再任予定日が本年9月以降の者、平成17年8月及び9月の出向からの復帰候補者についての最高裁判所における審議結果、並びに指名の適否について当委員会が判断を留保していた平成17年10月期の弁護士任官候補者が任官希望を取り下げたことが報告された。

また、最高裁判所から、平成17年10月の、修習終了後、実務経験を有しない任官候補者、平成18年4月期の弁護士任官候補者、平成17年9月の出向からの復帰候補者、平成18年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者、平成17年度新任判事補候補者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたこと及び平成17年度新任判事補候補者のうち、4人が任官希望を取り下げたことが説明された。

・ 平成17年10月の経験3年未満の弁護士からの任官候補者について

庶務から、本年10月の経験3年未満の弁護士からの任官候補者2人について、司法修習生から判事補への任命のパターンに準じ、実務修習地及び所属弁護士事務所所在地を管轄する各地域委員会に対し、裁判官指名候補者名簿及び履歴書を送付したが、特段の情報は寄せられていない旨の報告があり、判事補として指名することの適否について審議され、審議の結果、判事補として指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成17年10月の、修習終了後、実務経験を有しない任官候補者について

庶務から、本年10月の、修習終了後、実務経験を有しない任官候補者1人について、同人は、平成16年10月に司法修習を終了した後、実務経験がないが、その期間は1年と比較的短期間であるので、司法修習生から判事補への任命の場合に準じて審議してはいかがか、司法修習生から判事補への任命の場合、地域委員会に対しては情報収集の依頼はしないものの、裁判官指名候補者名簿等を送付する扱いである。同人については、前回の委員会以後の諮問であったため、地域委員会に対し、名簿等を送付していないが、任官の準備等のためにも、できるだけ早く内定通知をする必要があるので、今回の委員会で指名の適否の答申をいただきたいとの提案がなされた。庶務からの提案を受け、最高裁判所から提出された資料に基づいて判事補として指名することの適否について審議され、審議の結果、同人については判事補として指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成17年9月の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している者1人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を基に、判事として指名することの適否について審議の結果、判事として指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成18年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

作業部会長である戸松委員から、作業部会の検討結果について報告がされた。

作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し、決定した。

そして、今後の手続として、速やかに、所管の地域委員会に名簿と略歴を提供するとともに、重点審議者とされた指名候補者については、これに所長等が作成した報告書を添付して、11月21日までに情報収集の上、その結果を報告するよう要請する、地域委員会による重点審議者に関する情報収集の方法については、これまでと同様の方法による。具体的には、指名候補者の現任庁に対応する各庁会に指名候補者の名簿を提供し、所属の検察官又は弁護士が、指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から直接地域委員会がその有する情報を受け付けることを連絡し、検察官又は弁護士への周知を依頼する、その際には、重点審議者であることを特定せず他の指名候補

者と同様に情報収集を依頼する方法により行うこととされた。また、再任希望者等に関する情報収集の在り方については、従来から当委員会において何度か議論され、「裁判官の職権の独立に対する影響、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点等に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供する方法によるべきこと、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」ということが確認されているので、昨年同様、地域委員会が弁護士会に対して情報受付の周知を依頼するに当たっては、この当委員会の考え方を弁護士会に伝え、情報を有する弁護士から直接これを地域委員会の庶務に提出することを周知するよう地域委員会に依頼することとされた。

・ 平成18年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方については、従来から当委員会において繰り返し協議され、その結果、弁護士任官希望者に関する的確な情報が十分に収集できているとはいえ、調停官を経由した弁護士任官の推進等、早い段階からの的確な情報を収集するための方法を今後とも継続的に検討していく必要があるが、当面は、弁護士に名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず、取扱い事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集することとされてきた。今回は、調停官からの任官希望者も含まれており、これらの者については、従来からの弁護士としての活動に関連して提出されている情報に加え、常勤の判事・判事補と同様に、調停官として執務している状況に関連した情報が最高裁判所から提出されるものと考えられる旨の説明がなされた。庶務からの説明を受けて、今回の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議した結果、地域委員会による弁護士等からの情報収集の方法、裁判官及び検察官からの情報収集の方法のいずれについても、従来と同様の方法によることとされ、庶務から、速やかに、所管の地域委員会に対し、名簿、履歴書及び取扱い事件リストを送付し、11月21日までに情報収集の上、その結果を当委員会に報告するよう要請することとされた。

・ 平成17年度新任判事補候補者について

平成17年度新任判事補候補者に関する審議の手順については、速やかに、所管の地域委員会に名簿と略歴を提供することとし、従前と同様に、地域委員会による情報収集は行わず、特段の情報が寄せられた場合には、それを当委員会に提供する取扱いとすることとされた。庶務から、今後の予定について説明(新任判事補候補者については、9月7日から21日までいわゆる二回試験が実施され、その後、26日及び27日に、最高裁判所事務総局において採用面接が行われることになっている。司法修習は、29日に開催予定の二回試験の合否を決定する考試委員会を経て、10月3日に終了する。)がなされた。

(2)次回の予定について

次回の委員会は、10月3日(月)午後1時30分から開催され、平成17年度新任判事補候補者について審議することとなった。

以上